

**「寝屋川市障害福祉計画(第3期計画)[平成24～26年度]【素案】」
国・府の動向等をふまえた対応の考え方**

番号	頁	項目	状況等の変更	変更に基づく対応
計画の策定にあたって				
1	P.1 P.2 P.4	1. 計画の目的 3. 計画の期間 (その他にも関連部分あり)	障害者自立支援法が平成25年8月までに廃止され、「(仮称)障害者総合福祉法」が実施される方向で議論されていましたが、新法の名称、施行時期等については現在協議がすすめられており、不明確な状況です。	当面、「障害者自立支援法に変わる新たな法律が平成25年に施行される」という内容の記述に改め、法案審議の動向をふまえ、状況に応じて適宜修正します。
障害福祉サービス等の推進方策				
2	P.7	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策 ①訪問系サービス	国の資料により、重度心身障害児者の地域生活の推進に関する方向性が示されました。	ニーズを再度精査して見込量を推計しなおすとともに、確保策についても記載しました。
3	P.12	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (1) 障害福祉サービスの推進の考え方と確保策 ⑤相談支援(計画相談支援・地域相談支援)	国の資料により、計画相談支援の対象者は障害福祉サービスの利用者のみ(地域生活支援事業の利用者は含まない)ということが明らかになりました。	地域生活支援事業のみの利用者を除いて見込量を推計しなおし、記載しました(p.19の障害児の計画相談支援も同様に再推計しました)。
4	P.13	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 ①相談支援事業	地域生活支援事業の実施要綱が改正され、市町村相談支援機能強化事業が基幹相談支援センター等機能強化事業に置き換えられました。	事業名を変更するとともに、基幹的な機能をもつ相談支援センターの体制強化、基幹的な機能をもつ相談支援センターを拠点とした総合相談に関する記述を追加しました。
5	P.13	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 ①相談支援事業	地域生活支援事業の実施要綱が改正され、住宅入居等支援事業の事業内容の一部が個別給付の地域移行支援に移行されました。	地域移行支援の対象とならない人(家族から自立して生活する場合など)を対象として実施するよう修正しました。
6	P.13 ～ P.14	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 ①相談支援事業	地域生活支援事業の実施要綱が改正され、成年後見制度利用支援事業が相談支援事業から独立したひとつの事業と位置づけられました。	相談支援事業と区分して項目を立てました(実施内容には変更はありません)。

番号	頁	項目	状況等の変更	変更に基づく対応
7	P.17	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (2) 地域生活支援事業の内容と事業量 ⑦その他の事業 ○社会参加促進事業	計画策定に関する国・府の指針が改定され、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業の終了見込者数を記載することになりました。	平成24年度からの事業実施方針をふまえて事業量を記載しました。
8	P.20	2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策 (4) サービス提供体制の確保と利用促進のための取り組み ② サービス提供を担う人材の確保とスキルアップの推進	計画策定に関する国・府の指針が改定され、介護保険法等の改正による介護福祉士等によるたんの吸引の実施をふまえた人材養成について記載することになりました。	大阪府の研修等を活用して人材養成を推進するよう記載しました。
9	P.23	3. 地域生活への移行・一般就労への移行等に関する目標と推進方策 (1) 地域生活への移行	計画策定に関する国・府の指針が改定され、精神科病院から地域生活に移行する人の目標(数値)は定めないことになりました。	目標(数値)に関する記述は削除し、障害福祉サービスの見込量には地域移行する人のニーズを含めたこと、地域相談支援等を活用して地域移行を推進することを記載しました。
10	P.26 ～ P.27	3. 地域生活への移行・一般就労への移行等に関する目標と推進方策 (2) 福祉施設から一般就労への移行等	計画策定に関する国・府の指針が改定され、就労継続支援事業(B型)における工賃の平均額の目標(数値)を設定することになりました。	平成20～22年度の実績をふまえて目標(数値)を設定し、記載しました。また、推進方策についても記載しました。